

自治会館建設等助成制度について(概要)

自治会館は、地域活動の拠点であり、住民の連携を促進するために大変重要な役割を果たす施設です。

本制度は住民自治組織が自治会館の建設等を行う際、市から助成金を交付することにより、住民による安全・安心のまちづくりや、住民同士の連携など、住民自治の振興を図ることを目的としています。

●助成対象となる自治会等とは？

すでに自治会館を維持管理している、又は、今後自治会館を整備し、維持管理を行う予定がある自治会等が対象となります。

●助成の要件は？

自治会館の使用に係る規約（自治会の活動に支障のない範囲で、自治会以外に広く利用させる旨の条項を含む）を定めていただく必要があります。なお、事業内容ごとに、助成要件があります。

主な要件は下表をご参照ください。

●助成対象事業と主な助成要件 ※令和9年度申請より(令和8年度事前協議実施分)

対象事業	対象額	限度額	主な助成要件等
新 築	当該建築費の 3分の2に相当 する額	750万円	・独立した建築物であり、20年以上にわたって使用できること。 ・おおむね20人以上が利用できる規模を有していること。 ・建築基準法及び大阪府福祉のまちづくり条例に適合した建物であること。
建替え	当該建築費の 3分の2に相当 する額	750万円	・建設後20年以上経過した建築物であること。 ・新築助成の各要件を満たしていること。 ・過去20年以内に、改修又は耐震改修（耐震改修については令和3年度以降に助成金の交付確定を受けたものに限り）に係る助成を受けていた場合は、建替えに係る助成の交付確定額から当該助成額を差し引くものとする。 ・過去10年以内に、旧規則で定めるバリアフリー化に係る改修又は耐震改修（令和2年度までに助成金の交付確定を受けたものに限り）に係る助成を受けていた場合は、建替えに係る助成の交付確定額から当該助成額を差し引くものとする。
改修	当該改修費の 3分の2に相当 する額	300万円 (20年間)	・当該自治会館の長寿命化、維持保全又は耐震性若しくは利便性の向上のために改修が必要であること。 ※新耐震基準を満たすための改修を含めて行う場合は耐震改修助成との併用も可能 ・当該改修費が30万円未満の小規模な改修でないこと。 ・助成後20年以内に建替え助成を受ける場合は、建替え助成の限度額から当該助成額を差し引くものとする。 ・過去10年以内に旧規則で定めるバリアフリー化に係る改修又は便所の水洗化に係る助成を受けていた場合は、改修助成の限度額から当該助成額を差し引くものとする。
耐震改修	当該改修費の 3分の2に相当 する額	150万円	・当該自治会館について、建築確認を受けた日が昭和56年6月1日（新耐震基準施行）より前であること。 ・昭和56年6月1日以降に建築基準法第6条第1項の確認を受けた建物と同等の耐震性を有することを目的とする改修工事であること。 ・助成後20年以内に建替え助成を受ける場合は、建替え助成の限度額から当該助成額を差し引くものとする。
耐震診断	当該耐震診断費の3分の2に相当する額	木造 10万円 非木造 50万円	・当該自治会館について、建築確認を受けた日が昭和56年6月1日（新耐震基準施行）より前であること。 ・耐震診断後、耐震性の向上が必要と認められる場合は、10年以内に建替え又は耐震改修を行うよう努めるものとする。
土地取得	当該取得費の 3分の2に相当 する額	1,200万円	・過去に当該助成を受けていないこと。 ・地縁による団体の認可を受けていること。 ・3年以内に自治会館を建設すること。又は借地上に自治会館が建設されている場合で、当該土地を取得すること。
土地賃借	当該賃借料	年額30万円 (10年限度)	・助成後に土地取得助成を受ける場合は、土地取得助成の交付確定額から当該助成額を差し引くものとする。
AED購入	当該購入費の3分の2に相当する額	30万円	・設置する場所が自治会館の敷地内であること。 ・AEDの機器、消耗品の維持管理を適切に行うこと。 ・自治会員にAEDの使い方の講習等を受講させること。 ・当該自治会館について、AEDの購入に係る助成金の交付を受けた年度の初日から起算して7年以上が経過していること。

※本制度の活用にあたっては市民活動課との事前協議が必要となります。